

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

平成 29 年 5 月 26 日

【発行者の名称】

株式会社トリプルワン
(Tripleone Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 塩田 秀明

【本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋小網町 16 番 15 号
神明日本橋ビル 3 階

【電話番号】

(03)5614-8181 (代表)

【事務連絡者氏名】

業務管理部長 大屋 貴雄

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役 下山 均

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

【電話番号】

(03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

当社は、当社普通株式を平成29年6月30日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。

上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。

また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社トリプルワン

<http://www.tripleone.net/>

株式会社東京証券取引所

<http://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、

かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第20期	第21期	第22期
決算年月		平成26年10月	平成27年10月	平成28年10月
売上高	(千円)	775,182	920,236	1,011,081
経常利益	(千円)	25,004	28,910	18,743
当期純利益	(千円)	15,963	25,593	9,309
資本金	(千円)	99,880	99,880	99,880
発行済株式総数	(株)	182,400	182,400	182,400
純資産額	(千円)	128,571	150,637	155,536
総資産額	(千円)	324,878	429,918	379,856
1株当たり純資産額	(円)	728.87	853.95	881.73
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	20.0 (-)	25.0 (-)	12.5 (-)
1株当たり当期純利益	(円)	87.53	145.09	52.77
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	39.6	35.0	41.0
自己資本利益率	(%)	13.2	18.3	6.1
株価収益率	(倍)	-	-	-
配当性向	(%)	22.9	17.2	23.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△23,463	122,567	4,512
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△10,119	20,032	△1,920
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△22,114	△19,236	7,026
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	21,160	144,523	154,141
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	25 (-)	26 (-)	31 (-)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 1株当たり中間配当額については、中間配当を行っていないため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
8. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第22期（平成27年11月1日から平成28年10月31日まで）の財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けておりますが、第20期及び第21期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
9. 平成29年4月27日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、発行済株式総数及び1株当たり情報を算定しております。

2【沿革】

当社は、コンピュータ及びコンピュータ関連製品の製造・開発・販売を目的として、平成7年4月に東京都足立区において当社の前身である株式会社スタックを設立いたしました。

当社の設立以降にかかる経緯は以下のとおりであります。

年月	事項
平成7年4月	株式会社スタックを設立（資本金1,000万円）、国内外半導体商品及びコンピュータ機器の販売、基板設計及びハード・ソフト開発業務（プロダクツ事業）を開始
平成7年6月	本社を東京都台東区上野へ移転
平成12年3月	FPGA、ASIC等製品の設計開発業務（エンジニアリング事業）を開始
平成12年6月	第三者割当増資を実施、資本金4,000万円
平成12年8月	株式会社スタックから株式会社トリプルワンへ社名変更
平成13年4月	第三者割当増資を実施、資本金8,500万円
平成13年6月	当社の画像処理LSIが東京都創造法に認定
平成13年9月	横浜市都筑区に鴨居事業所を開設、半導体製造装置関連の精密機械設計製造（システム事業）を開始
平成17年10月	福岡市早良区に福岡開発センターを開設 本社を台東区上野から中央区日本橋堀留町に移転
平成18年8月	第三者割当増資を実施、資本金9,988万円
平成18年9月	福岡市早良区に福岡支社を開設（福岡開発センターと統合）
平成21年11月	本社を中央区日本橋堀留町から中央区日本橋小網町に移転
平成26年4月	鴨居事業所がKES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ1）を取得（登録番号KES1-9-0052）
平成28年12月	一般社団法人日本個人情報管理協会よりJAPiCOマーク（個人情報保護認証）を取得（登録番号JG1612300051）

3【事業の内容】

当社は経営理念である『次世代に向け、多種多様な技術リクエストにお応えすべく、高い技術力を有する集団になると共に、社会に貢献する製品を提供する』を実現するため、創業以来培ってきたハードウェア・ソフトウェア・メカトロニクス技術によって、技術仕様の構築からシステム開発設計、製造までワンストップでサービス提供することにより、エレクトロニクス市場分野にベストソリューションを提供する企業です。

『高い技術力を基盤として、一人でも多くの人に夢を与えられる企業でありたい』を経営ビジョンとして掲げ、メカトロニクス・半導体デバイス（LSI（※1）、FPGA（※2））開発を技術領域としたエレクトロニクス事業の単一セグメントであります。当社の事業内容を事業部門別に記載すると以下のとおりです。

<プロダクツ事業>

プロダクツ事業においては、半導体・電子部品の提供と部品調達から一貫した EMS（※3）を行っております。様々な業界のクライアントに対して創業以来のエレクトロニクス関連技術分野の蓄積された経験をもとに、産業分野・研究開発分野において最新の製品・技術情報を収集し、市場ニーズに柔軟に対応して、より付加価値の高い商品を取り揃え、提供してまいりました。また、多くの代理店や仕入先及び協力会社との長年に渡る取引実績に基づき、安定供給を目指す体制を整えています。そのため、短納期、少ロットでの供給や廃止品の提供を可能としています。

主な供給実績は以下のとおりです。

- ・半導体検査装置用部品及びEMS 製品
- ・船用機器用部品及びEMS 製品
- ・分光器用部品及びEMS 製品

<エンジニアリング事業>

エンジニアリング事業においては、ハードウェア・ソフトウェアの開発設計サービスを派遣または受託開発という形態でクライアントへ提供しております。

主に LSI 開発設計技術をベースに LSI 検証、FPGA 設計等を行っており、仕様書の制作段階から対応が可能です。主なクライアントである電機メーカー、半導体関連企業、産業機器メーカー等の業務拡大に伴う人材確保の需要に対して、これまで通信・画像系の LSI 開発等を数多く手掛けてきており、クライアントからもこの分野での技術力と仕様書制作能力を高く評価されてきました。

主なサービス実績は以下のとおりです。

(ハードウェア)

- ・デバイス開発：カスタム LSI、ASIC（※4）、FPGA、SOC（※5）の設計、レイアウト設計・検証
- ・システム開発：回路設計、実機検証

(ソフトウェア)

- ・ファームウェア/アプリケーションソフトウェアの設計・検証

<システム事業>

システム事業においては、メカトロニクスの設計開発から加工・組立・製造を一貫して行っております。ミクロン単位の精度の製品加工技術を有し、また、最新の 3D CAD を活用し、設計技術の提供を行っております。主なクライアントは高い世界シェアを持つ半導体製造検査装置メーカーであり、当社の提案力と変化するニーズへの対応力を高く評価され、量産品ではなく、試作機の開発やカスタムメイド品の受注が多く、OEM 取引も可能にしています。用途に合った協力会社のネットワークを有し、その選定、管理によってコスト削減、製品の精度を高めています。

その他にも、特殊環境である強磁場での設備の設計及び製造の実績があります。これは超伝導マグネット内部の超強磁場で使用する手動遠隔操作が可能な XYZ ステージの製造であり、特徴としては一切の磁性体を排した設計で、12 テスラの強磁場においても何ら影響を受けないものであります。

平成 26 年 4 月から KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（※6）を取得し、環境負荷への改善に

取り組んでいます。

主な開発実績は以下のとおりです。

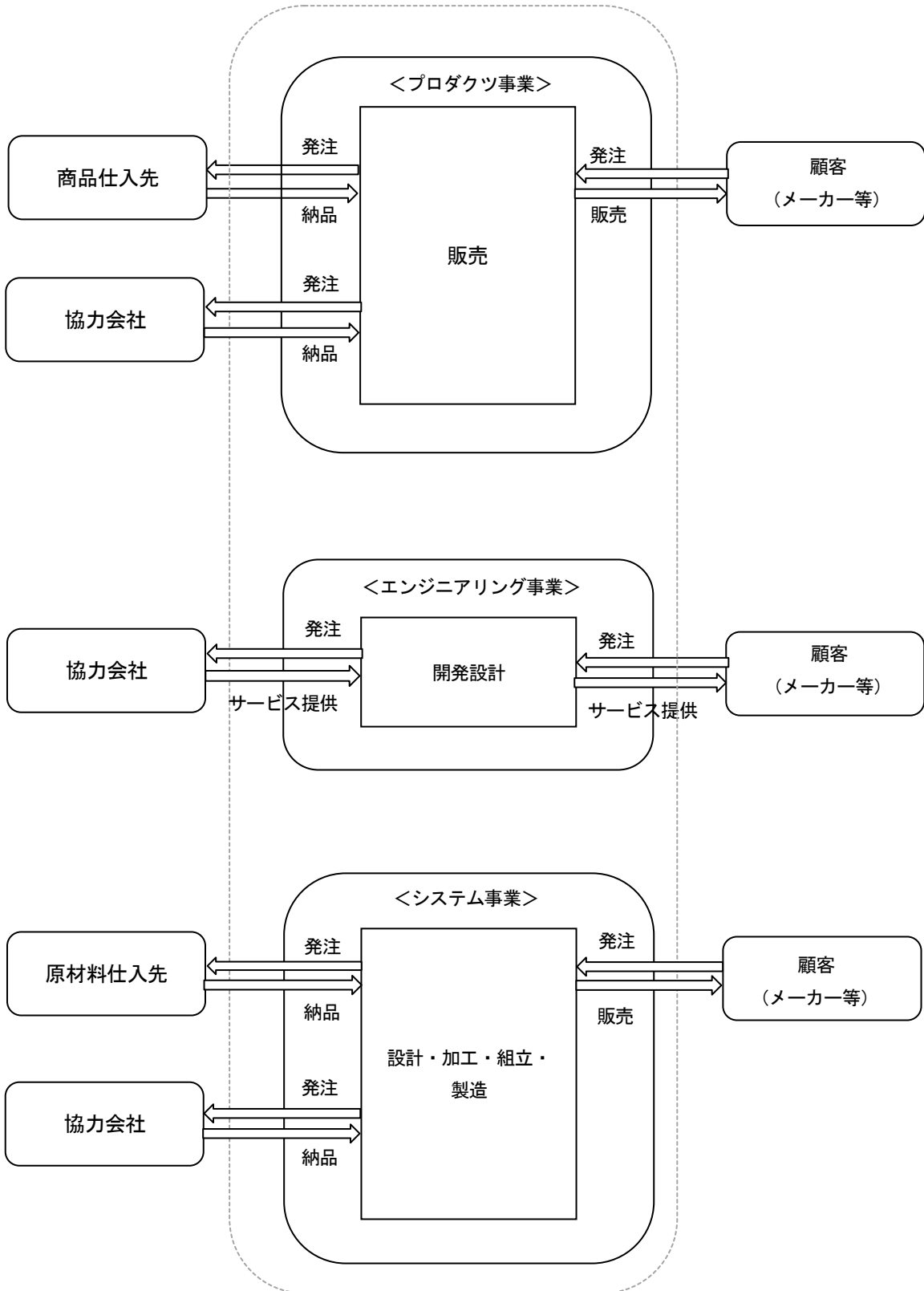
- ・半導体検査装置・搬送装置

(用語説明)

- ※1 LSI (Large-scale integrated circuit) とは、多数の素子を多層化・微細化技術により集積度を高くした高密度・大規模集積回路。
- ※2 FPGA (Field programmable gate array) とは、ユーザーがプログラムを書き換えできるデバイス。そのため、回路の間違いを何度でも修正できる。
- ※3 EMS (Electronics manufacturing service) とは、「電子機器受託製造サービス」であり、他の企業から各種エレクトロニクス機器の受託生産を行う業態をいう。基本的に自社ブランドでの生産を行わない。設計は受注先に代わって行うケースが多く、資材の決定も EMS が行う場合が多い。
- ※4 ASIC (Application specific integrated circuit) とは、汎用集積回路に対して、特定用途向けに特化した集積回路のことで、特定のユーザーや用途向けに開発されたもの。
- ※5 SOC (System on chip) とは、複数の異なる機能の半導体を高密度に集積し、一つのチップにまとめたもの。
- ※6 KES 規格は、ISO14001 の基本コンセプトと同様、組織が環境への負荷を継続的に改善していくためのシステム。ISO14001 の中核となる本質的な特長を活かして、用語や規格の内容をシンプルにしたもの。

(事業系統図)

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
35 (－)	43.7	5.8	5,614

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を() 外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。
3. 当社は、エレクトロニクス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策により、企業収益の向上、雇用環境の改善が見られたものの、個人消費の低迷、株価の下落、為替相場の変動、新興国経済の減速などから、先行きが不透明な状況で推移しました。

当社の属する半導体業界におきましては、半導体業界の成長を支えてきたスマートフォンやタブレットなどのモバイル機器の需要が鈍化し、IoT や自動車の自動運転等新たな応用分野への動きが活発化してきているものの、市場は横ばいに推移しています。世界全体の半導体市場の動向は、2015年から2018年までの年平均成長率が+1.8%、2018年の市場規模3,540億米ドル（円の為替レートを2015年121.1円/米ドル、2017年以降102.4円/米ドルとして計算）と見込まれており（WSTS 2016年秋季半導体市場予測（WSTS 日本協議会）、半導体の需要は底堅く推移すると予測しております。

このような市場環境の中で、当社は主力事業であるシステム事業において取引先への提案を強化し、プロダクト事業及びエンジニアリング事業においても積極的な販売促進活動を行いました。一方で、株式上場のための公開費用を要しました。

これらの結果、売上高は1,011,081千円（前年同期比9.9%増）、営業利益は31,155千円（前年同期比14.4%増）、経常利益は18,743千円（前年同期比35.2%減）、当期純利益は9,309千円（前年同期比63.6%減）となりました。

なお、当社はエレクトロニクス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は154,141千円（前年同期比9,618千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は4,512千円（前年同期は122,567千円の獲得）となりました。これは主に売上債権の減少額39,114千円、たな卸資産の減少額21,367千円、税引前当期純利益18,743千円、仕入債務の減少額69,999千円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は1,920千円（前年同期は20,032千円の獲得）となりました。これは主に従業員に対する長期貸付けによる支出2,000千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は7,026千円（前年同期は19,236千円の使用）となりました。これは長期借入れによる収入30,000千円、長期借入金の返済による支出18,564千円、配当金の支払額4,410千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社はプロダクツ事業、エンジニアリング事業、システム事業を主体とするエレクトロニクス事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業部門別に記載しております。

(1) 生産実績

当事業年度の生産実績を事業ごとに示すと、以下のとおりであります。

事業の名称	当事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)	前年同期比 (%)
システム事業 (千円)	284,107	97.2
合計	284,107	97.2

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. プロダクツ事業、エンジニアリング事業は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当事業年度の受注実績を事業ごとに示すと、以下のとおりであります。

事業の名称	受注高		受注残高	
	当事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)	前年 同期比 (%)	当事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)	前年 同期比 (%)
エンジニアリング事業 (千円)	293,814	87.9	115,091	86.2
システム事業 (千円)	378,950	89.1	74,511	94.2
合計	672,765	88.6	189,603	89.2

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. プロダクツ事業は受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

事業の名称	当事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)	前年同期比 (%)
プロダクツ事業 (千円)	315,257	126.5
エンジニアリング事業 (千円)	312,309	116.4
システム事業 (千円)	383,513	95.3
合計	1,011,081	109.9

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)		当事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
レーザーテック(株)	532,912	57.9	675,829	66.8

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

「1【業績等の概要】」に記載しましたとおり、今後、世界の半導体市場動向は横ばいないし微増することが見込まれ、ニーズは底堅く推移すると予測しております。

このような経済環境の中で、当社は経営理念である『次世代に向け、多種多様な技術リクエストにお応えすべく、高い技術力を有する集団になると共に、社会に貢献する製品を提供する』を実現するため、高付加価値の商品・サービス提供を積極的に推進してまいります。当社は対処すべき主要課題を次のように捉え、重点的に取り組んでまいります。

(1) 人材の確保・育成について

当社では、人材が重要な経営資源であると考えており、事業の拡大及び持続的な成長のために、高いスキルを持った優秀な人材の確保と育成を重要な課題として認識しております。若年層人口の減少により採用活動は厳しい状況が続いておりますが、国内の大学を始め、海外の大学との連携等、教育・研究機関等との緊密な関係を構築し、採用応募者の増加に努めるとともに、社内での研修をより一層充実させ、新卒及び中途入社者の専門知識の向上による育成面にも力を入れることにより、当社の経営理念を理解しチャレンジを続ける優秀な人材の確保に取り組んでまいります。

(2) 内部管理体制の強化について

当社は、比較的小規模な組織であるため、継続的な成長を実現できる企業体質を確立する必要があります。そのため、リスク管理や業務運営管理をはじめとする内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。今後の企業規模拡大に備え、業務管理部を始めとする各部門の内部管理体制の整備と適切な運用を推進し、経営の公正性及び透明性を確保するため、体制強化に取り組んでいます。

(3) 新規顧客の開拓について

当社は、既存顧客からの注文に依存する割合が高くなっております。当社は販売先と良好な関係を維持しておりますが、今後も新規販売先の開拓を実施し、特定の販売先への依存度を低下させる方針です。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 景気動向や半導体市況の影響について

当社の事業は、景気動向、金利動向、物価動向及び税制等に基づく需要者の投資意欲や需要動向に影響を受けやすいため、景気の先行き悪化や大幅な金利の上昇、人件費の上昇、半導体市況、消費税増税等の動向に大きく左右される傾向があります。そのため、これらの動向次第で当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 法的規制について

当社は、エンジニアリング事業、プロダクツ事業及びシステム事業を展開しており、遵守すべき法令・規制は複数あります。具体的には、当社は一般労働者派遣事業者として「労働者派遣法」に基づく免許を受けて事業を行っております。現在、これら許可要件の欠格事由はありません。当社の申請が基準に適合しない場合や、事業活動において違反行為が生じた場合には、営業の停止又は許可の取消という行政処分が下される恐れがあり、万が一、当該基準に抵触するようなことがあれば、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

許可名	番号	有効期限	取消条項
一般労働者派遣事業許可	派 13-302124	平成 31 年 10 月 31 日	労働者派遣法 14 条

(3) 技術革新について

当社の事業領域であるエレクトロニクス業界においては、技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新技術が生み出されております。当社はこうした事態に対応するために、常に業界動向を注視し、迅速かつ適切な対応をしていく方針であります。しかしながら何らかの要因のため、当社において当該変化等への対応が遅れた場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 価格競争のリスク

当社の主要顧客である電子機器等完成品メーカーは、グローバル化の進展に伴い、製品に組み込むプリント配線基板等について、高い品質と短納期が求められる試作基板製造は国内企業に任せる一方、量産基板製造は、マーケットを背景に持つ中国・アジア諸国等の海外拠点・企業に委託してコストを削減する傾向にあります。このような状況下において、当社は高付加価値基板の製造技術の確立と短納期多品種中小ロットの製造に注力してまいりますが、電子機器等完成品メーカーの部品調達が海外にシフトすることにより、生産が大幅に減少し、当社の業績に影響する可能性があります。

(5) 人材の確保・育成について

当社の事業は高い意欲と技術力を備えた人材に支えられており、人材が重要な経営資源と考えております。したがって、事業の拡大に向け、優秀な人材の確保・育成・定着率の向上が重要な課題となります。人材確保の環境においては、少子高齢化・労働人口の減少により、中長期的には人材の確保が難しくなる傾向にあります。当社では、会社説明会、就職フェア、就職サイト・ホームページなどを活用することにより、新規学卒者採用を継続的に行っております。今後、引続き優秀な人材の確保に努めるとともに、定着率・人材の育成についても、技術者それぞれの技術力や経験を踏まえた教育・人事・ローテーションが一体となったサポートを実施してまいりますが、雇用情勢や経済環境によっては、計画どおりの人材確保・育成ができず、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 特定の販売先への依存について

当社の売上高のうち、最大の販売先に対する売上が 66.8%(平成 28 年 10 月期)を占めております。当社は販売先と良好な関係を維持しておりますが、今後も新規販売先の開拓を実施し、特定の販売先への依存度を低下させる方針です。

しかしながら、当面は特定の販売先への依存が高い水準で推移することが考えられ、この間に特定の販売先からの受注が減少した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(7) 原材料費、人件費の高騰に関するリスクについて

原材料費、人件費の高騰は売上原価及び販売費及び一般管理費の上昇を招きますが、売上価格に転嫁できない場合は、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 特定の人物への依存について

当社の代表取締役社長である塩田秀明は、当社の経営方針や経営戦略の立案及び決定を始め、営業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な役割を果たしております。当社は、ノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社における職務執行が困難となった場合は、当社の今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 情報管理について

当社は、顧客企業に関する社外秘の技術等、様々な情報を取り扱っております。これらの情報管理については、規程の整備や社員等への周知徹底に努めております。しかしながら、不測の事態によって情報が漏洩した場合には、当社の社会的信用が低下し、またその対応のための費用が発生し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(10) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。当社では、平成 28 年 10 月 16 日の取締役会において、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することを決議し、平成 28 年 10 月 31 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約書 (以下「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社 (以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株) (以下「乙」という。)は J-Adviser 契約 (以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日 (当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間 (以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合 (乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内 (審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日 (猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、

当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間に、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないこと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないことと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下このbにおいて同じ。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- 1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除

することができる。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は 347,689 千円で、前事業年度末に比べ 46,114 千円減少しております。売掛金の減少 39,816 千円、レンタル商品の減少 14,655 千円、現金及び預金の増加 9,621 千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は 32,166 千円で、前事業年度末に比べ 3,947 千円減少しております。繰延税金資産の減少 3,459 千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は 147,114 千円で、前事業年度末に比べ 58,314 千円減少しております。買掛金の減少 69,383 千円、未払法人税等の減少 10,515 千円、未払金の増加 15,294 千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は 77,205 千円で、前事業年度末に比べ 3,353 千円増加しております。長期借入金の増加 3,353 千円が変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は 155,536 千円で、前事業年度末に比べ 4,899 千円増加しております。当事業年度の当期純利益による増加 9,309 千円、剰余金の配当による減少 4,410 千円が変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度における売上高は 1,011,081 千円（前年同期比 9.9%増）となりました。売上高が増加した主

な要因は、半導体検査装置市場の好況に伴う受注増加であります。

(売上総利益)

当事業年度における売上総利益は 253,989 千円（前年同期比 9.8%増）となりました。売上総利益が増加した主な要因は、前述の売上高が増加した主な要因と同様であります。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度における販売費及び一般管理費は 222,834 千円（前年同期比 9.1%増）となりました。売上高販管費率が減少した主な要因は、貸倒引当金繰入額の減少によるものであります。

(営業利益)

前述の売上高販管費率の減少による影響から、当事業年度における営業利益は 31,155 千円（前年同期比 14.4%増）となりました。

(経常利益)

上場準備費用の増加等による影響から、当事業年度における経常利益は 18,743 千円（前年同期比 35.2%減）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(5) 運転資本

上場予定日（平成 29 年 6 月 30 日）から 12 か月間の当社の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は「次世代に向け、多種多様な技術リクエストにお応えすべく、高い技術力を有する集団になると共に、社会に貢献する製品を提供する」という経営理念を実現すべく、創業以来培ってきた精密機械設計技術を継承・発展させるため、次代を担う若手の高度技術者人材の育成が必要と考えております。

引き続き、当社の認知度向上、取引先の拡大、人材の確保、各事業間でのサービス連携の強化を図ってまいります。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載のとおりです。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において、重要な設備の新設及び除却等は行っておりません。

2【主要な設備の状況】

平成28年10月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (人)
		建物附属設備	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都中央区)	本社機能	415	194	609	31

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記の他、主要な賃借設備として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都中央区)	建物(事務所)	10,774
鴨居事業所 (横浜市都筑区)	建物(事務所)	4,214

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (平成28年10月31日)	公表日現在発行数(株) (平成29年5月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	700,000	517,600	1,824	182,400	非上場	単元株式数 100株
計	700,000	517,600	1,824	182,400	—	—

(注) 1. 平成29年4月6日開催の取締役会決議により、平成29年4月27日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより発行済株式数は180,576株増加し、182,400株となっております。

2. 平成29年4月6日開催の取締役会決議により、平成29年4月27日付で定款の変更が行われ、発行可能株式総数は650,000株増加し、700,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成29年4月30日現在

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成29年4月27日 (注)	180,576	182,400	—	99,880	—	—

(注) 平成29年4月6日開催の取締役会決議により、平成29年4月27日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、発行済株式総数が増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成29年4月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							計	単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	27	28	—
所有株式数(単元)	—	—	—	100	—	—	1,724	1,824	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	5.5	—	—	94.5	100.0	—

- (注) 1. 平成29年4月27日付で普通株式1株を100株に分割しております。また、平成29年4月27日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。
2. 自己株式6,000株は「個人その他」に60単元を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	
議決権制限株式(その他)	—	—	
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 6,000	—	自己株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 176,400	1,764	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	
発行済株式総数	182,400	—	—
総株主の議決権	—	1,764	—

- (注) 1. 平成29年4月6日開催の取締役会決議により、平成29年4月27日付で普通株式1株を100株に分割を行っており、完全議決権株式(自己株式等)の株式数は6,000株に、完全議決権株式数(その他)の株式数は176,400株に、発行済株式総数の株式数は182,400株となっております。

【自己株式等】

平成 29 年 4 月 30 日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(株)トリプルワン	東京都中央区日本 橋小網町 16-15	6,000	—	6,000	3.3%
計	—	6,000	—	6,000	3.3%

(注) 平成 29 年 4 月 27 日付で普通株式 1 株を 100 株に分割しております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成 24 年 10 月 29 日) での決議状況 (取得期間平成 24 年 10 月 30 日)	60	3,520,000
最近事業年度前における取得自己株式	60	3,520,000
最近事業年度における取得自己株式 (平成 27 年 11 月 1 日～平成 28 年 10 月 31 日)	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
最近期間における取得自己株式	—	—
公表日現在の未行使割合 (%)	—	—

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	5,940	—
保有自己株式数	—	—	6,000	—

(注) 平成 29 年 4 月 6 日開催の取締役会決議により、平成 29 年 4 月 27 日付で普通株式 1 株を 100 株に分割を行っており、保有自己株式数は 6,000 株となっております。

3 【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、期末配当金を 1 株につき 1,250 円とすることといたしました。当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1 株当たり配当額 (円)
平成 29 年 1 月 27 日 定時株主総会決議	2,205	1,250

(注) 当社は、平成 29 年 4 月 27 日付で普通株式 1 株につき 100 株の株式分割を行っておりますが、上記配当金については、当該株式分割前の株式数を基準に配当を実施しております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員状況】

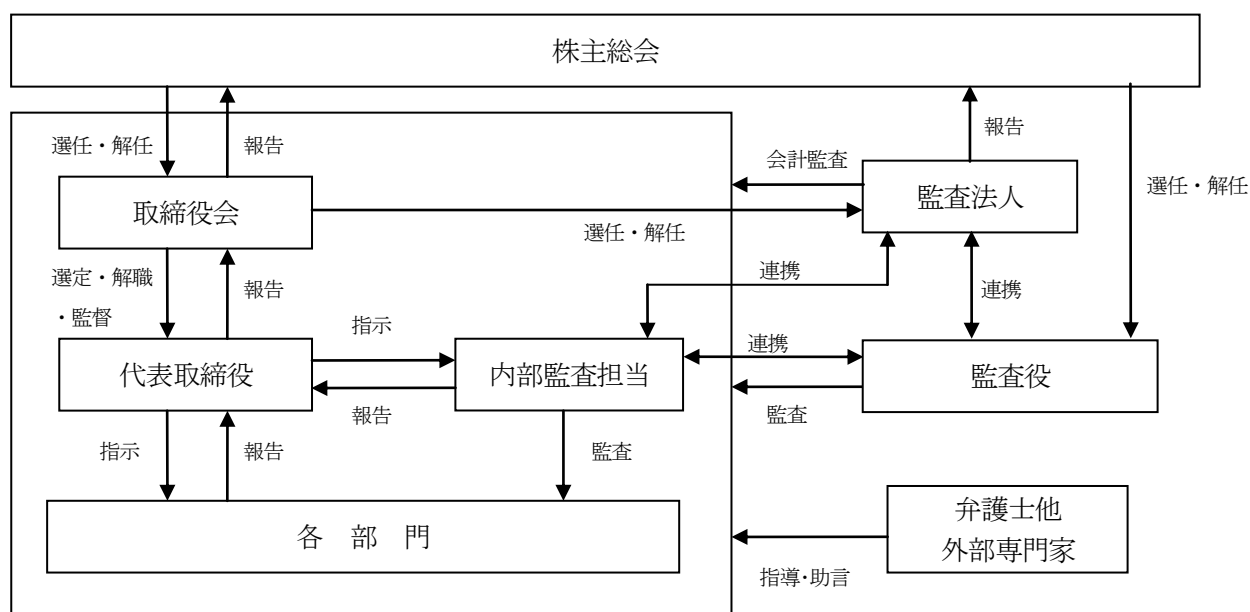
男性5名 女性1名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	塩田秀明	昭和31年2月25日生	昭和53年4月 ㈱まるやま入社 昭和58年9月 宝塚エンタープライズ㈱(現リゾートトラスト㈱)入社 昭和59年6月 丸文電子販売㈱(現丸文㈱)入社 平成12年4月 同社営業部長就任 平成17年5月 当社入社 平成17年6月 当社代表取締役就任(現任)	(注)1	(注)3	20,000
取締役	副社長	三浦隆夫	昭和34年3月12日	昭和52年3月 ㈱ゼネラル(現㈱富士通ゼネラル)入社 昭和57年4月 大倉インダストリー㈱入社 平成7年4月 ㈱スタック(現当社)設立、代表取締役就任 平成17年6月 当社取締役副社長就任(現任)	(注)1	(注)3	10,000
取締役	専務	福島慶多	昭和39年1月29日	昭和59年6月 丸文電子販売㈱(現丸文㈱)入社 平成元年6月 富士エレクトロニクス㈱入社 平成7年4月 ㈱スタック(現当社)設立、取締役就任 平成25年5月 当社専務取締役就任(現任)	(注)1	(注)3	34,600
取締役	—	佐川達也	昭和45年6月28日	平成6年4月 石川工業㈱入社 平成7年4月 ㈱テックスイージー入社 平成13年1月 当社入社 平成18年11月 当社第一システム部長就任 平成25年6月 当社取締役就任(現任)	(注)1	(注)3	1,000
監査役	—	小谷浩	昭和21年8月12日	昭和44年4月 日本通信機㈱入社 昭和45年6月 ㈱山武商会(現アズビルトレーディング㈱)入社 昭和47年10月 丸紅エレクトロニクス㈱(現丸紅情報システムズ㈱)入社 昭和53年2月 テキサスインスツルメンツ・アジア・リミテッド(現日本テキサス・インスツルメンツ㈱)入社 昭和56年5月 東京エレクトロン㈱入社 平成7年10月 東京エレクトロンデバイス㈱取締役就任 平成18年6月 同社取締役退任、顧問就任 平成21年8月 当社顧問就任 平成28年10月 当社監査役就任(現任)	(注)2、4	(注)3	—

- (注) 1. 取締役の任期は、平成28年10月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、平成28年10月期に係る定時株主総会終結の時から平成32年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 平成28年10月期における役員報酬の総額は65,920千円を支給しております。
4. 小谷浩氏は、会社法第2条第16項に定める社外監査役であります。
5. 平成29年4月27日付で株式分割(1株につき100株の割合)後の株式数に換算しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営環境が急速に変化する中で企業が安定的に成長・発展するためには、経営の効率性、健全性、透明性を高めていくことが必要不可欠と考えております。そのため、コーポレート・ガバナンスを拡充・徹底することが最重要課題と認識しております。

また、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために必要な見直しを行い、ステークホルダーの皆様に対し公正な経営情報の開示の適正性を確保してまいります。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお平成28年10月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、小室豊和氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、業務管理部が主管部署として、業務を監査しております。また業務管理部の監査は、代表取締役社長が指名する担当者が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対して改善提言を含む内部監査報告書を提出する体制をとっております。

監査役については1名を選任しております。監査役は取締役会その他の重要な会議へ出席し、経営の監視機能強化を図るとともに重要な決裁書類を閲覧し、職務執行及び意思決定について適法性・適正性を監視しております。

なお、内部監査担当者、監査役及び監査法人は、適宜意見交換・連携を行うことで、効率的な監査を行える体制になっております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として業務管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外監査役は1名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役である小谷浩氏は、エレクトロニクス業界における豊富な知識・経験を有しており、当社との間には人的関係、資金的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模・体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運用されていることを踏まえ、社外取締役を設置していません。当社といたしましては、今後、経営における社外取締役の役割について、十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には、具体的な検討を行ってまいりたいと存じます。

また、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、多様な視点、経験、高度なスキルを有する人材を選任しております。

⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	65,920	59,920	6,000	—	4
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	—	—	—	—	1

⑨ 取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮ 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑯ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
—	—	4,800	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

7【関連当事者取引】

「第6【経理の状況】…【関連当事者情報】」に記載のとおりです。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(平成27年11月1日から平成28年10月31日まで)の財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 27 年 10 月 31 日)		当事業年度 (平成 28 年 10 月 31 日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	※ 1	165,559	※ 1	175,180
受取手形	※ 2	944	※ 2	—
売掛金		118,867		79,051
電子記録債権		3,611		5,257
商品及び製品		16,686		7,336
レンタル商品		53,750		39,094
仕掛品		28,577		32,031
原材料		2,202		1,386
1年内回収予定の従業員に対する長期貸付金		—		950
未収還付法人税等		—		5,112
繰延税金資産		8,138		2,808
その他		4,840		1,363
貸倒引当金		△9,373		△1,882
流動資産合計		393,804		347,689
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備（純額）		491		415
工具、器具及び備品（純額）		388		194
有形固定資産合計	※ 3	880	※ 3	609
無形固定資産				
その他		318		318
無形固定資産合計		318		318
投資その他の資産				
出資金		10,500		10,500
従業員に対する長期貸付金		—		900
長期前払費用		7,390		6,480
繰延税金資産		4,596		1,137
敷金		10,889		10,959
その他		1,538		1,280
貸倒引当金		—		△19
投資その他の資産合計		34,915		31,238
固定資産合計		36,114		32,166
資産合計		429,918		379,856

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 27 年 10 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 10 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	5,285	4,669
買掛金	131,439	62,055
1年内返済予定の長期借入金	18,564	26,647
未払金	2,382	17,677
未払費用	16,269	21,961
未払法人税等	10,805	290
未払消費税等	13,012	6,018
預り金	5,629	7,308
賞与引当金	2,041	486
流動負債合計	205,429	147,114
固定負債		
長期借入金	73,852	77,205
固定負債合計	73,852	77,205
負債合計	279,281	224,319
純資産の部		
株主資本		
資本金	99,880	99,880
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,797	1,797
資本剰余金合計	1,797	1,797
利益剰余金		
利益準備金	4,581	5,022
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	47,898	52,356
利益剰余金合計	52,480	57,379
自己株式	△3,520	△3,520
株主資本合計	150,637	155,536
純資産合計	150,637	155,536
負債純資産合計	429,918	379,856

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成 26 年 11 月 1 日 至 平成 27 年 10 月 31 日)		(自 平成 27 年 11 月 1 日 至 平成 28 年 10 月 31 日)	
売上高		920,236		1,011,081
売上原価		688,833		757,092
売上総利益		231,402		253,989
販売費及び一般管理費		※ 204,176		※ 222,834
営業利益		27,225		31,155
営業外収益				
受取利息及び受取配当金		321		368
受取賃借料		1,890		3,074
その他		598		574
営業外収益合計		2,810		4,016
営業外費用				
支払利息		1,122		1,076
上場準備費用		—		15,000
その他		3		351
営業外費用合計		1,125		16,428
経常利益		28,910		18,743
税引前当期純利益		28,910		18,743
法人税、住民税及び事業税		10,793		645
法人税等調整額		△7,477		8,789
法人税等合計		3,316		9,434
当期純利益		25,593		9,309

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度		当事業年度	
		(自 平成 26 年 11 月 1 日 至 平成 27 年 10 月 31 日)		(自 平成 27 年 11 月 1 日 至 平成 28 年 10 月 31 日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 仕入高		514,256	74.6	580,618	76.7
II 外注費		43,183	6.3	40,861	5.4
III 労務費		112,162	16.3	116,727	15.4
IV 経費		19,231	2.8	18,884	2.5
合計		688,833	100.0	757,092	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備 金	利益剰余金		自己株 式	株主資 本合計	
		その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計		その他 利益剰 余金	利益剰 余金合 計			
当期首残高	99,880	1,797	1,797	4,229	26,185	30,414	△3,520	128,571	128,571
当期変動額									
利益準備金の積立			—	352	△352	—		—	—
剰余金の配当			—		△3,528	△3,528		△3,528	△3,528
当期純利益			—		25,593	25,593		25,593	25,593
当期変動額合計	—	—	—	352	21,712	22,065	—	22,065	22,065
当期末残高	99,880	1,797	1,797	4,581	47,898	52,480	△3,520	150,637	150,637

当事業年度（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備 金	利益剰余金		自己株 式	株主資 本合計	
		その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計		その他 利益剰 余金	利益剰 余金合 計			
当期首残高	99,880	1,797	1,797	4,581	47,898	52,480	△3,520	150,637	150,637
当期変動額									
利益準備金の積立			—	441	△441	—		—	—
剰余金の配当			—		△4,410	△4,410		△4,410	△4,410
当期純利益			—		9,309	9,309		9,309	9,309
当期変動額合計	—	—	—	441	4,458	4,899	—	4,899	4,899
当期末残高	99,880	1,797	1,797	5,022	52,356	57,379	△3,520	155,536	155,536

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成 26 年 11 月 1 日 至 平成 27 年 10 月 31 日)	(自 平成 27 年 11 月 1 日 至 平成 28 年 10 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	28,910	18,743
減価償却費	434	270
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	8,573	△7,471
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,041	△1,555
受取利息及び受取配当金	△321	△368
支払利息	1,122	1,076
上場準備費用	—	15,000
売上債権の増減額 (△は増加)	△17,128	39,114
たな卸資産の増減額 (△は増加)	16,702	21,367
仕入債務の増減額 (△は減少)	76,386	△69,999
未払金の増減額 (△は減少)	△5,662	15,294
未払費用の増減額 (△は減少)	16,269	5,691
未払消費税等の増減額 (△は減少)	7,014	△6,993
その他	△10,390	△13,787
小計	123,952	16,383
利息及び配当金の受取額	316	365
利息の支払額	△1,122	△1,076
法人税等の支払額	△579	△11,160
営業活動によるキャッシュ・フロー	122,567	4,512
投資活動によるキャッシュ・フロー		
従業員に対する長期貸付けによる支出	—	△2,000
従業員に対する長期貸付金の回収による収入	—	150
定期預金の預入による支出	△30,000	—
定期預金の払戻による収入	50,032	—
その他	—	△70
投資活動によるキャッシュ・フロー	20,032	△1,920
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	73,000	30,000
長期借入金の返済による支出	△88,708	△18,564
配当金の支払額	△3,528	△4,410
財務活動によるキャッシュ・フロー	△19,236	7,026
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	123,363	9,618
現金及び現金同等物の期首残高	21,160	144,523
現金及び現金同等物の期末残高	※ 144,523	※ 154,141

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) レンタル商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により取得原価を把握し、レンタル契約期間（4～5年）にわたって定額法により償却しております。

(3) 製品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(4) 原材料

最終仕入原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 13～15年

工具、器具及び備品 4～5年

(会計方針の変更に関する注記)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。これにより損益に与える影響はありません。

(2) 長期前払費用

均等償却によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度分に見合う分を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年10月31日)	当事業年度 (平成28年10月31日)
現金及び預金	1,000千円	1,000千円
合計	1,000	1,000

(上記に対応する債務)

該当事項はありません。

※2 受取手形の裏書譲渡高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年10月31日)	当事業年度 (平成28年10月31日)
受取手形裏書譲渡高	498千円	318千円

※3 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年10月31日)	当事業年度 (平成28年10月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	4,680千円	4,950千円

(損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)	当事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)
役員報酬	67,036千円	65,920千円
従業員給与	50,940	59,407
従業員賞与	8,981	10,780
賞与引当金繰入額	2,041	486
法定福利費	11,934	16,398
賃借料	16,478	17,672
支払手数料	9,954	11,936
貸倒引当金繰入額	8,573	961

販売費に属する費用及び一般管理費に属する費用のおおよその割合は以下のとおりであります。

販売費	54.8%	57.1%
一般管理費	45.2%	42.9%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,824	—	—	1,824
合計	1,824	—	—	1,824

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	60	—	—	60
合計	60	—	—	60

3. 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年12月29日 定時株主総会	普通株式	3,528	2,000	平成26年10月31日	平成26年12月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年12月28日 定時株主総会	普通株式	4,410	利益剰余金	2,500	平成27年10月31日	平成27年12月28日

当事業年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(決議)	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,824	—	—	1,824
合計	1,824	—	—	1,824

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(決議)	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	60	—	—	60
合計	60	—	—	60

3. 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年12月28日 定時株主総会	普通株式	4,410	2,500	平成27年10月31日	平成27年12月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年1月27日 定時株主総会	普通株式	2,205	利益剰余金	1,250	平成28年10月31日	平成29年1月27日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)	当事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)
現金及び預金勘定	165,559千円	175,180千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△21,035	△21,038
現金及び現金同等物	144,523	154,141

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権については経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、債権回収状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

該当事項はありません。

③ 資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

支払手形及び買掛金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などに

より流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（平成 27 年 10 月 31 日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	165,559	165,559	—
(2) 受取手形	944	944	—
(3) 売掛金	118,867	118,867	—
(4) 電子記録債権	3,611	3,611	—
資産計	288,982	288,982	—
(1) 支払手形	5,285	5,285	—
(2) 買掛金	131,439	131,439	—
(3) 未払金	2,382	2,382	—
(4) 未払法人税等	10,805	10,805	—
(5) 未払消費税等	13,012	13,012	—
(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	92,416	91,885	△530
負債計	255,340	254,810	△530

当事業年度（平成 28 年 10 月 31 日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	175,180	175,180	—
(2) 受取手形	—	—	—
(3) 売掛金	79,051	79,051	—
(4) 電子記録債権	5,257	5,257	—
資産計	259,489	259,489	—
(1) 支払手形	4,669	4,669	—
(2) 買掛金	62,055	62,055	—
(3) 未払金	17,677	17,677	—
(4) 未払法人税等	290	290	—
(5) 未払消費税等	6,018	6,018	—
(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	103,852	103,263	△588
負債計	194,563	193,974	△588

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 電子記録債権

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度 (平成27年10月31日)	当事業年度 (平成28年10月31日)
出資金	10,500千円	10,500千円
敷金	10,889	10,959

上記については、市場価格がなく、償還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成27年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	165,559	—	—	—
受取手形	944	—	—	—
売掛金	118,867	—	—	—
電子記録債権	3,611	—	—	—
合計	288,982	—	—	—

当事業年度（平成28年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	175,180	—	—	—
売掛金	79,051	—	—	—
電子記録債権	5,257	—	—	—
合計	259,489	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成27年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	18,564	52,972	20,880	—
合計	18,564	52,972	20,880	—

当事業年度（平成28年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	26,647	61,605	15,600	—
合計	26,647	61,605	15,600	—

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

前事業年度（自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日）

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年10月31日)	当事業年度 (平成28年10月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	一千円	2,657千円
貸倒引当金	2,982	443
未払費用	1,858	23
未払事業税	985	—
賞与引当金	721	169
一括償却資産	—	1,137
投資有価証券評価損	4,851	250
その他	1,590	—
繰延税金資産小計	12,990	4,681
評価性引当額	△254	△250
繰延税金資産合計	12,735	4,431
繰延税金負債		
未収還付事業税	一千円	△485千円
繰延税金負債合計	—	△485
繰延税金資産(負債)純額	12,735	3,946

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度
法定実効税率 (調整)	37.1%	35.4%
役員報酬損金不算入	—%	11.3%
繰越欠損金	△24.1%	—%
住民税均等割	2.0%	3.1%
税率変更差異	—%	0.3%
中小法人軽減税率	△3.2%	—%
その他	△0.3%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.5%	50.3%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から、平成28年11月1日に開始する事業年度及び平成29年11月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については34.8%に、及び平成30年11月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については34.6%となります。

この税率変更による財務諸表への影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、計上しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、プロダクツ事業、エンジニアリング事業、及びシステム事業を主体とするエレクトロニクス事業を行っており、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成 26 年 11 月 1 日 至 平成 27 年 10 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

エレクトロニクス事業の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
レーザーテック(株)	532,912

当事業年度（自 平成 27 年 11 月 1 日 至 平成 28 年 10 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

エレクトロニクス事業の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
レーザーテック(株)	675,829

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成 26 年 11 月 1 日 至 平成 27 年 10 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 27 年 11 月 1 日 至 平成 28 年 10 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成 26 年 11 月 1 日 至 平成 27 年 10 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 27 年 11 月 1 日 至 平成 28 年 10 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成 26 年 11 月 1 日 至 平成 27 年 10 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 27 年 11 月 1 日 至 平成 28 年 10 月 31 日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(ア) 役員及び個人主要株主等

前事業年度（自 平成 26 年 11 月 1 日 至 平成 27 年 10 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び個人主要株主等	塩田秀明	—	—	当社代表取締役社長	(被所有)直接10.96	—	銀行借入に対する債務被保証(注2)	88,356	—	—

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社の借入債務に対し、塩田秀明氏が債務保証を行っております。なお、当該債務保証に対し、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度（自 平成 27 年 11 月 1 日 至 平成 28 年 10 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び個人主要株主等	塩田秀明	—	—	当社代表取締役社長	(被所有)直接10.96	—	銀行借入に対する債務被保証(注2)	73,852	—	—

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社の借入債務に対し、塩田秀明氏が債務保証を行っております。なお、当該債務保証に対し、保証料の支払いは行っておりません。

(イ) 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等

前事業年度 (自 平成 26 年 11 月 1 日 至 平成 27 年 10 月 31 日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 近親者が 議決権の 過半数を 所有して いる会社 等	㈱クリマ・ ソフト	東京都 台東区	20,000	情報サービ ス関連事業	—	役員の兼 任	家賃の受 取り	1,890	未収入金	2,041

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. ㈱クリマ・ソフトは、当社代表取締役塩田秀明が議決権の 70%を、当社専務取締役の福島慶多の親族が議決権の 100%を保有する有限会社多慶が議決権の 30%を保有しておりましたが、平成 28 年 11 月にそれぞれ全株式を第三者に売却したため、本発行者情報公表日現在、当社の役員及び近親者は議決権を保有しておりません。

当事業年度 (自 平成 27 年 11 月 1 日 至 平成 28 年 10 月 31 日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 近親者が 議決権の 過半数を 所有して いる会社 等	㈱クリマ・ ソフト	東京都 台東区	20,000	情報サービ ス関連事業	—	役員の兼 任	家賃の受 取り	3,074	—	—

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. ㈱クリマ・ソフトは、当社代表取締役塩田秀明が議決権の 70%を、当社専務取締役の福島慶多の親族が議決権の 100%を保有する有限会社多慶が議決権の 30%を保有しておりましたが、平成 28 年 11 月にそれぞれ全株式を第三者に売却したため、本発行者情報公表日現在、当社の役員及び近親者は議決権を保有しておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)		当事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)	
1株当たり純資産額	853円95銭	1株当たり純資産額	881円73銭
1株当たり当期純利益	145円09銭	1株当たり当期純利益	52円77銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

- (注) 1. 当社は、平成29年4月6日開催の取締役会の決議に基づき、平成29年4月27日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)	当事業年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)
当期純利益金額(千円)	25,593	9,309
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	25,593	9,309
期中平均株式数(株)	176,400	176,400

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用について

平成 29 年 4 月 6 日開催の取締役会決議に基づき、平成 29 年 4 月 27 日付で、以下のとおり株式分割を行うとともに、平成 29 年 4 月 27 日付で、単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、株式分割を行った上で、1 単元を 100 株とする単元制度を採用しております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成 29 年 4 月 26 日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたしました。

② 株式分割による増加株式数

普通株式 180,576 株

③ 株式分割後の発行済株式総数

普通株式 182,400 株

④ 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 700,000 株

⑤ 株式分割の効力発生日

平成 29 年 4 月 27 日

なお、「1 株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を 100 株といたしました。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	2,983	—	—	2,983	2,568	76	415
工具、器具及び備品	2,577	—	—	2,577	2,382	194	194
有形固定資産計	5,560	—	—	5,560	4,950	270	609
無形固定資産							
その他	318	—	—	318	—	—	318
無形固定資産計	318	—	—	318	—	—	318
長期前払費用	8,620	—	—	8,620	2,140	542	6,480

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の 長期借入金	18,564	26,647	1.3	—
長期借入金 (1年以内に返済予定 のものを除く)	73,852	77,205	1.2	平成31年～平成36年
合計	92,416	103,852	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	23,820	22,785	9,720	5,280

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	2,041	486	2,041	—	486
貸倒引当金	9,373	961	8,433	—	1,901

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	200
預金	
当座預金	921
普通預金	153,019
定期預金	21,038
小計	174,980
合計	175,180

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
レーザーテック(株)	50,251
ソニー IP&S PSG(株)	8,424
ソニーLSIデザイン(株)	6,142
ムサシノ機器(株)	3,665
浜松ホトニクス(株)	3,448
その他	7,119
合計	79,051

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$
118,867	1,099,234	1,139,050	79,051	93.5	32.9

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

③ 電子記録債権
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
浜松ホトニクス(株)	5,257
合計	5,257

期日別内訳

支払期日	金額(千円)
平成28年11月25日	3,381
平成28年12月26日	1,875
合計	5,257

④ レンタル商品

内訳	金額(千円)
LED照明器具	39,094
合計	39,094

⑤ 仕掛品

内訳	金額(千円)
半導体検査装置用部品	32,031
合計	32,031

2 流動負債

① 支払手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
永昇電子(株)	4,669
合計	4,669

期日別内訳

期日	平成29年6月	平成29年7月	平成29年8月	平成29年9月	平成29年10月	合計
金額(千円)	824	882	1,615	818	528	4,669

② 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
平田機工(株)	12,039
レーザーテック(株)	8,602
(株)協同電気研究所	3,464
(株)志賀機械製作所	2,960
鎌倉電機(株)	2,602
その他	32,385
合計	62,055

③ 未払費用

内訳	金額(千円)
未払給与	12,719
未払立替経費	5,390
未払社会保険料	3,783
その他	68
合計	21,961

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月1日から翌年10月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎事業年度末日 毎年4月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン
取次所	株式会社アイ・アールジャパン 本店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン
取次所	株式会社アイ・アールジャパン 本店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載 URL http://www.tripleone.net/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

取得請求権付株式の取得を請求する権利

株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

平成29年5月26日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
福島 慶多 (注) 1、2	東京都北区	34,600	18.96
吉田 隆治 (注) 1	神奈川県横浜市港北区	28,700	15.73
塩田 秀明 (注) 1、3	東京都東村山市	20,000	10.96
三浦 隆夫 (注) 1、2	神奈川県川崎市中原区	10,000	5.48
丸文(株) (注) 1	東京都中央区日本橋大伝馬町8-1	10,000	5.48
福島 トシ (注) 1	東京都北区	10,000	5.48
福島 佳栄 (注) 1	東京都北区	10,000	5.48
塩田 育代 (注) 1、4	東京都東村山市	8,400	4.60
宮森 武男 (注) 1	東京都豊島区	6,000	3.28
(株)トリプルワン (注) 1、5	東京都中央区日本橋小網町16-15	6,000	3.28
その他18名	—	38,700	21.21
計	—	182,400	100.0

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
3. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)
4. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役の親族)
5. 自己株式
6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月22日

株式会社トリプルワン
取締役会 御中

監査法人 コスモス

代表社員
業務執行社員

公認会計士

新関智之



業務執行社員

公認会計士

小室豊和



当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トリプルワンの平成27年11月1日から平成28年10月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トリプルワンの平成28年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成27年10月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上